

記入上の注意

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付支給認定申請書（現況届）兼入所申込書は、**保護者が**次の点に注意し記入のうえ、子育て支援課（生き生きプラザ斑鳩内）または町立保育所に提出してください。なお、申請する児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（注）町立保育所での交付・受付は、一斉受付期間のみです。

それ以降の交付・受付は子育て支援課（生き生きプラザ斑鳩内）のみとなります。

（表面）

- 【1】 「保護者」欄の**緊急連絡先**については、連絡のつきやすい番号を記入してください。
- 【2】 ①の「世帯の状況」の欄は、申請児童本人・申請児童の両親（別居の場合は「備考欄」に「別居」と記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」、「療育・身障者手帳の有無」、「保育の希望の有無」、「該当の有無」欄は該当するものをしてください。
- 【3】 ②のうち、「希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」をした場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）「利用希望日」欄は該当するものをしてください。「利用希望時間」欄は希望する時間を記入ください。
- 【4】 ②のうち、「保育必要量の希望」の欄は、該当する保育時間に○を付けてください。
保育標準時間と保育短時間では保育料が異なります。保育料は、別添の「令和3年度 斑鳩町保育料のイメージ」をご覧ください。※3歳以上児は保育無償化となります。
- 【5】 ②のうち、「希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入してください。

（裏面）

- 【6】 裏面の③のうち、「保育を必要とする理由」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」をした場合に記入してください。（「無」をした場合は記入の必要はありません。）
- 【7】 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれかが次のいずれかの事情にある場合です。

- （1）1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- （2）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （4）同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- （5）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （6）求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- （7）就学していること。
- （8）虐待やDVのおそれがあること。
- （9）育児休業の間に、育児休業にかかる以外の子どもを引き続き保育することが必要であると認められること。

【8】 ③のうち、「保育を必要とする理由」の欄は、

- ・ 表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の保護者ごとに、児童を保育できない理由を6の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合(親のいない家庭など)は空欄に内容を記入してください。
- ・ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産(予定)日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(8)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入してください。

【9】 保育を必要とする理由ごとに、家庭で保育できないことがわかる書類を添付してください。

保護者の状況	必要な書類
給与所得者、パート、内職等	就労証明書 [事業所の証明書]
自営業、農業等	就労証明書 [代表者の証明書]
保護者の出産、病気、祖父母の病気等	医師の診断書等
学生等	在学証明書等
求職中	求職活動等申立書及び求職活動支援機関等利用証明書

【10】 ④「誓約及び同意書」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印してください。

【11】 ⑤個人番号(マイナンバー)をご記入ください。併せて、個人番号を確認させていただきますので「通知カード」または「個人番号(マイナンバーカード)」及び保護者の本人確認のため「運転免許証等」をご持参ください。

(留意事項)

教育・保育給付支給認定(保育の必要性・必要量の認定)及び施設への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますから、あらかじめご承知ください。

斑鳩町役場住民生活部子育て支援課

斑鳩町小吉田1-12-35(生き生きプラザ斑鳩内)

電話: 0745-75-1152